

社会福祉法人湧泉会(小雀保育園)役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人湧泉会(以下、「本法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員である理事及び監事及び評議員等の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本法人の役員である理事及び監事及び評議員等は、原則として無報酬とする。ただし、職責上、本法人の会議に出席する際は、別表1及び別表2に基づいて報酬を支給する。

(決議機関)

第3条 役員等報酬は評議員会の決議を得て、理事長が定める。

附 則 この規定は2024年(令和6年)6月24日より施行する。

別表1	(名称)	(報酬額)
	理事会出席報酬	3,000円
	評議員会出席報酬	3,000円
	評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円

別表2	(名称)	(報酬額)
	監事監査出席報酬	3,000円